

【公定価格について①】

1. 1歳児配置改善加算(仮)の新設 ※以下、国の令和7年度予算資料より抜粋

○ 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する。

○ 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5:1以上に改善した場合に、加算する(令和7年4月～)。

【対象】以下の全てを満たす事業所

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている

(※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している)

- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

見直される可能性あり

【公定価格について②】

2. 処遇改善等加算

＜変更点＞ 処遇改善等加算の1本化

詳細は別資料で掲載 → 資料2-9参照

(以下国資料抜粋↓↓)

○処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化
(基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や
賃金改善の確認方法の簡素化等を実施)

3. 定員区分の細分化

＜変更点＞ 定員が小さい区分の細分化

(以下国資料抜粋↓↓)

○公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。

【公定価格について③】

4. 定員恒常的超過減算要件の見直し

＜変更点＞ 減算適用の期間を5年→2年に変更

(以下国資料抜粋↓↓)

○定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。

5. 主任保育士専任加算要件の見直し

＜変更点＞ 災害時における地域支援の取組を追加

(以下国資料抜粋↓↓)

○主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

【市加算運営費について①】

1. 延長保育費の配置基準改善加算

＜変更点＞ 配置基準改善加算の新設

(以下国資料抜粋↓↓)

○事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所の通常の保育時間における配置基準と同様となるよう引き上げるとともに、平均対象児童数が21人以上の施設における補助の拡充を行う。

※延長保育事業は子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていることから、国の要綱改正は早くても4月以降となる見込みです。

2. 物価高騰対応加算（給食費）の新設

- ・ 国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応加算の支給を検討
- ・ 加算単価や対象期間、支給時期等については、現時点では未定です。
- ・ 加算の請求にはシステム改修が必要です。

【市加算運営費について②】

3. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

- ・市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。
- ・障害児保育費、延長保育費、週40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市休日保育加算

※改正後にHP「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱」に掲載

4. その他(市処遇改善等加算Ⅱ～Ⅲ)

- ・処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの1本化に伴い、要件等が変更する可能性あり
- ・変更等があった場合は、別途お知らせします。

【子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続について①】

※変更点、注意点のみ説明しています。

※詳細は「各種認定手続一覧」を御参照ください。

1. 処遇改善等加算Ⅰの加算率

→処遇改善等加算の1本化により、要件や必要書類等が変更する可能性あり

2. 4歳以上児配置改善加算

→チーム保育推進加算と重複して加算を取得することはできません。

→休憩休息保育雇用費、年休代替保育士雇用費等の市加算を取得するため、チーム保育推進加算を取得するまでは、暫定的に4歳以上児配置改善を取得してください。

3. 施設機能強化推進費加算

→令和6年度に説明資料を作成し、対象物品を整理

詳細は「施設機能強化推進費加算の対象物品について」を御参照ください。

【子どものための教育・保育給付費等の各種加算認定手続について②】

4. 障害児保育費

- 令和7年度から認定方法の変更を予定しています。
- 申請方法及び様式・添付書類の詳細については別途申請案内等で御説明します。

5. その他

- 主任保育士のクラス担当の兼務について

令和6年度から「主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。」と兼務についての注意が強調されています。

- 公定価格の一部加算

延長保育の実施等を加算取得の要件としている一部の加算については、延長保育の利用実績を踏まえた認定を行うため、審査方法等の見直しを検討しています。

【各種補助金の変更点について】

※詳細は「資料2-10」以降の各種補助金説明資料を御参照ください。

1. 定員超過補助者雇上費補助金

→経験年数に応じた補助単価に変更

2. 保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金

→対象者が採用日から「5年以内」の常勤保育士等へ変更(経過措置あり)

3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)補助金

→補助単価の引き上げ

4. 手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金【新設】

→保護者及び保育士等の双方の負担軽減を図ることを目的とした補助金